

平成29年度資金調達及び設備投資の見込みについて

「認定法」第21条1項、「認定法施行規則」第27条に基づき、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受け、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置くと共に、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出する。

事業自 平成29年 4月 1日
年度至 平成30年 3月31日

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入れの予定 なし

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定 あり

事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額（円）	資金調達方法又は 取得資金の使途
公1	公用車（普通車）	1,944,444	器具備品等積立資産